

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の保全活用を図り、市民農園の整備を行う事業

【国費率:施設整備(園路、広場、植栽、休憩施設等)1/2、用地取得1/3】

事業要件

○ 交付対象事業

- ① 分区園を主体とする都市公園(市民農園)
- ② 一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園(農業体験公園)

○ 面積要件

原則として2,500㎡以上。ただし、

- ・ 都市緑地:概ね1,000㎡以上
- ・ 生産緑地を買取る場合(※): 500㎡以上 { 生産緑地の下限面積が条例定められている場合
300㎡以上まで引き下げ }

※以下に掲げる場合

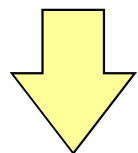
居住誘導区域外 ・ 居住誘導区域内かつ教育・防災上の位置づけ ・ 緑の基本計画上の位置づけ等



市民農園



農業体験公園



2017年度 都市緑地法改正(みどり法人の管理対象に農地が追加)

2018年度 都市農地貸借円滑化法成立(生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化)

これらを踏まえ、令和2年度より、対象となる事業を拡充

拡充内容

○ 地方公共団体及びみどり法人※が都市農地貸借円滑化法等により生産緑地を借り開設する市民農園(開設期間が10年以上にわたって継続されるもの)等を交付対象事業に追加

※ 都市緑地法に基づき市町村が指定する法人。交付対象は地方公共団体で、みどり法人には地方公共団体から間接補助